



檀情個審第 5 号
令和4年11月14日

檀原市長 亀田 忠彦 様

檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会
会長 三住 忍

檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（答申）

令和4年10月12日付、檀情公第13428号で諮問のあった標記の件について、
当審議会は、別紙のとおり答申する。

答 申

第1 諮問の経緯

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月19日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正等を行うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布された。改正後の個人情報保護法では、個人情報等の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月1日から施行される。このことに伴い、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号。以下「現行条例」という。）を廃止し、新たに橿原市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するに際して、当該条例案（以下「本条例案」という。）の規定事項について、橿原市長（以下「諮問庁」という。）から橿原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「当審議会」という。）に諮問があったものである。

第2 諮問事項に関する諮問庁の説明

（1）「条例要配慮個人情報」の規定を設ける必要があるか否かについて

個人情報保護法第60条第5項においては、「条例要配慮個人情報」を地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうと規定されており、総則として個人情報保護法第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に付加して配慮すべきものを条例で定めることを許容するものである。

個人情報保護法第2条第3項においては、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうと定められている。これに対し、現行条例第2条第3号においては、「要配慮個人情報」を本人の人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいうと定めており、両定義を対照すると個人情報保護法の定義には、「民族」、「思想」、「宗教」が用語として明示されていないが、個人情報保護委員会事務局が発出する個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）には、「人種」とは、人種、世系（血統）又は民族的若しくは種族的出身を広く意味し、「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものとの解釈が示されていることから、現行条例と個人情報保護法の「要配慮個人情報」の定義及びその解釈に差異はないとの考えから、現行条例の規定に照らし、現状において規定することが必要とさ

れる「条例要配慮個人情報」は存在しないと判断し、本条例案に規定を設けないこととした。

（２）現行条例に規定する個人情報取扱事務の届出等に関する手続の継続について

個人情報保護法第７５条第１項においては、国の行政機関や地方公共団体等が保有している個人情報ファイルについて、当該行政機関の長等に「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することを義務付けている。また、同条第５項においては、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、任意で個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定しており、本市では、現行条例第６条の個人情報取扱事務の届出等に関する手続を継承するため、本条を設けることとした。

なお、個人情報ファイル簿では個人情報ファイルの本人の数が１，０００人以上の場合に作成義務が生じるが、個人情報取扱事務の届出に係る様式には当該数的要件を現行同様設けない。

（３）開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限に関する特例について

開示等決定について、法定では請求のあった日から３０日以内とされているところ、現行条例の規定どおり請求のあった日から起算して１５日以内とする等、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の決定期日について、法の期日を短縮し、現行条例の期日を維持する特例を設けるため、本条を設けることとした。

（４）地方公共団体に置く審議会等への諮問について

当審議会を存続し、個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第８項に規定する「特定個人情報」をいう。）を除く。）の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合及びその他法第３章第３節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問できるよう、本条を設けることとした。

（５）橿原市情報公開条例の一部改正について

保有個人情報の本人からの開示請求においては、当該本人の個人情報は原則として開示されるが、情報公開請求においては、請求者本人の個人情報であっても公開されない。本人の個人情報の開示・不開示の取扱いは両制度の趣旨の相違から当然であるが、個人情報に該当する部分以外の法人や行政機関、地方公共団体等の情報に係る部分についての開示・不開示の判断理由は両制度において同じであるべきである。そうしたことから、法の不開示情報と情報公開条例の非公開情報の条文における使用する用語の整合は重要であり、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に規定する不開示情報との整合も検討し、橿原市情報公開条例に規定する非公開情報に関する条文を整備することとした。

第３ 所管課

総務部 市民窓口課情報公開室

第４ 当審議会の審議結果

当審議会では、本条例案について慎重に審議した結果、概ね諮問事項に関する規定内容について承認するものとした。

しかしながら、前記第２（１）「条例要配慮個人情報」の規定を設ける必要があるか

否かについての審議において、次のとおり反対意見もあった。

現行条例の「要配慮個人情報」の定義に明文のある「民族」、「思想」、「宗教」について個人情報保護法の適用に当たっては、個人情報保護委員会事務局が発出する個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）には、「人種」とは、人種、世系（血統）又は民族的若しくは種族的出身を広く意味し、「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものとの解釈が示されていることから、条例要配慮個人情報として本条例案に規定せず、当該法解釈で運用できるとの見解が所管課から示されたが、そもそも日本国憲法において「信条」と「思想」はそれぞれ別のものであり、閣議決定でもない個人情報保護委員会の解釈をもって、「民族」、「思想」、「宗教」を明文化する必要はないという諮問庁の判断には反対する。

第5 附帯意見

本市では、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、現行条例において、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的な人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的として個人情報保護制度の運営がなされてきた。令和5年4月1日から個人情報の取扱いに係る規律が一元化され個人情報保護法の規定に基づくこととなるが、現行条例の理念は踏襲されるべきである。

今般の個人情報保護法の適用に当たり、「個人情報」の定義が、現行条例の「個人に関する情報」から「生存する個人に関する情報」となり、個人情報の定義の一元化が図られるが、当審議会においては、死者の個人情報を含めた個人情報の保護措置が図られるべきであるとの議論があり、当該法の個人情報の定義に死者の個人情報を上乗せすることは許容されず法違反となるとするなら、別建ての施策として検討することを附帯意見として申し述べる。

第6 審議日

本件諮問案件について令和4年10月14日付書面にて調査審議を開始し、同月24日に議事を行った。

令和4年11月9日

樫原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会 長	三住 忍
副会長	吉田 浩巳
委 員	鴻上 キクヨ
委 員	中村 吉代茂
委 員	松尾 賢一
委 員	三浦 康代